○厚生労働省告示第三百十四号

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤を次のように定める。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣の指定する器具及び薬剤

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号。以下「施行規則」という。）附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具並びに同項第二号及び第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は薬剤とする。

一　施行規則附則第四項第一号の厚生労働大臣の指定する器具　自己検査用グルコース測定器

二　施行規則附則第四項第二号の厚生労働大臣の指定する薬剤　乳酸リンゲル液

三　施行規則附則第四項第三号の厚生労働大臣の指定する薬剤　ブドウ糖溶液及び短時間作用性β2刺激薬

○厚生労働省告示第三百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　1　健康保険組合の名称　スターバックスコーヒージャパン健康保険組合

2　事務所の所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十番十一号

3　設立事業所の名称及び所在地　スターバックスコーヒージャパン株式会社　東京都渋谷区　外一事業所

4　認可の年月日　平成二十四年三月十四日

二　1　健康保険組合の名称　ファナック健康保険組合

2　事務所の所在地　山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地

3　設立事業所の名称及び所在地　ファナック株式会社　山梨県南都留郡忍野村　外八事業所

4　認可の年月日　平成二十四年三月十四日

○厚生労働省告示第三百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　健康保険組合の名称　日本郵便輸送健康保険組合

二　事務所の所在地　東京都港区芝公園二丁目四番一号

三　設立事業所の名称及び所在地　日本郵便輸送株式会社　東京都港区　外十五事業所

四　認可の年月日　平成二十四年三月十四日

○厚生労働省告示第三百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　三省堂健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区猿楽町二丁目七番七号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社三省堂　東京都千代田区　外十一事業所

2　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　出版健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台一丁目七番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社朝倉書店　東京都新宿区　外千三百五十七事業所

3　認可の年月日　平成二十四年三月十五日

二　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　シチズン山梨健康保険組合

（二）　事務所の所在地　山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地の二

（三）　設立事業所の名称及び所在地　シチズンセイミツ株式会社　山梨県南都留郡富士河口湖町　外七事業所

2　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　シチズン健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都西東京市田無町六丁目一番十二号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　シチズンホールディングス株式会社　東京都西東京市　外三十一事業所

3　認可の年月日　平成二十四年三月十五日

三　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　住友信託健康保険組合

（二）　事務所の所在地　大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三十三号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　住友信託銀行株式会社　大阪府大阪市　外二十四事業所

2　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　中央三井トラスト・グループ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都港区芝三丁目三十三番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　中央三井信託銀行株式会社　東京都港区　外十八事業所

3　認可の年月日　平成二十四年三月十五日

四　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　サンウエーブ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都新宿区若松町三十一番四号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　サンウエーブ工業株式会社　東京都中央区　外四事業所

2　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　ＩＮＡＸ健康保険組合

（二）　事務所の所在地　愛知県常滑市新開町一丁目九十六番地

（三）　設立事業所の名称及び所在地　ＩＮＡＸ株式会社　愛知県常滑市　外二事業所

3　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　トステム健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都江東区大島二丁目一番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社ＬＩＸＩＬ　東京都江東区　外二十四事業所

4　認可の年月日　平成二十四年三月十五日

五　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　さいか屋健康保険組合

（二）　事務所の所在地　神奈川県横須賀市大滝町一丁目九番十八号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社さいか屋　神奈川県川崎市　外三事業所

2　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　デパート健康保険組合

（二）　事務所の所在地　東京都中央区日本橋本町一丁目六番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　日本百貨店協会　東京都中央区　外三百三事業所

3　認可の年月日　平成二十四年三月十五日